

保護者様

## 気象状況悪化及び地震発生時の対応について

川崎市立東生田小学校

校長 狛倉 正樹

別紙にて「特別警報及び暴風警報・暴風雪警報発表時等における臨時休業について」「大規模な風水害による緊急避難場所開設に伴う学校の臨時休業等の措置について」を配付いたしました。詳細をご覧の上、適切な対応をお願いいたします。

なお、本紙は掲示用として、ご家庭の見やすい場所に掲示してご活用いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

## &lt;始業前&gt;

◇午前6時の時点で**特別警報・暴風警報・暴風雪警報が発令**(※1)されている場合

(※1)：神奈川県西部地方・東部地方・神奈川県全域のいずれかで発令された場合（川崎市に限りません）

1日臨時休校

☆途中で天候が回復しても、学校へ登校させないでください。

◆**川崎市内のいずれかの地域で震度5強の地震**

この場合は原則として学校からのメール配信や電話連絡は行いません。ただし、市内で統一した対応を緊急で行う必要が生じた場合、学校から直接メール配信する場合があります。

◇午前6時の時点で**特別警報・暴風警報・暴風雪警報以外の警報が発令**されている場合(※1)

(大雨警報・雷警報・大雪警報など)

学校で協議し、**休校する場合、配信メールで各家庭に連絡**します。

(※1)：神奈川県西部地方・東部地方・神奈川県全域のいずれかで発令された場合（川崎市に限りません）

※**学校から休校の連絡がない場合は、ご家庭で状況を見て登校時刻をずらす等の判断をし、安全な登校を心がけてください。**

風雨が強く登校できない等登校が難しい場合には、「遅刻」「欠席」扱いにはなりません。児童の安全を確認するためにも、電話にてその旨をご連絡ください。

## &lt;児童在校中&gt;

◇**暴風警報が発令**

学校で検討し、以下の対応を取ります。

①**集団で下校**

②**引き取りで下校**

(地震の場合は②のみ)

※帰宅できない児童については、保護者が来るまで引き続き学校で保護します。

暴風警報以外の警報が発令されたり、ゲリラ豪雨など急な大雨、雷などの悪天候になったりした場合にも、児童の下校の安全を守るために、下校時刻を変更する場合があります。その場合にも、上記の通り連絡いたします。

◆**川崎市内のいずれかの地域で震度5強の地震**

※いずれの場合にも、可能であればメール配信いたします。

大雨や大雪、強風などの気象状況悪化に対する備えは、年間を通し一貫させていきます。特に登校時の状況は居住地域によって大きく異なるため、各ご家庭での判断が重要となります。左記の原則に沿って安全な登校ができますようにご協力をお願いいたします。

## 交通機関の計画運休に伴う学校の対応と 大規模な風水害による避難所開設の学校の対応について

### 1, 交通機関の計画運休に伴う学校の対応について

教職員の出勤時間に交通機関の計画運休が実施された場合、児童の安全確保や教育活動の実施に大きな影響を及ぼすことになります。

このため、午前6時の時点で市内の全駅を含む区間で市内鉄道会社全社（※）が計画運休を実施している場合は、当日を臨時休業とします。

（※）JR東日本、京浜急行電鉄、東急電鉄、小田急電鉄、京王電鉄

### 2, 大規模な風水害による避難所開設後の学校の対応について

大規模な風水害時に、学校が避難場所として開設された場合は、児童が登校する前に、清掃や点検の他、通学路の安全確認の実施など、学校再開に向けた準備期間が必要となります。

そのため、避難場所として開設された学校は、避難所業務が終了した時刻が属する日とその翌日（※）を臨時休業とします。

（※）翌日が土・日・祝日の場合は、休日明けの平日を臨時休業日とします。

- ・臨時休業の実施は、洪水浸水想定区域等に対する警戒レベル4の避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令されるなど、多くの避難者が想定される災害において、避難所が開設された場合とします。
- ・避難所として開設されなかった学校は、臨時休業にはなりません。
- ・「避難所業務が終了した時刻が属する日」の判断は、避難所運営等の状況に基づいて、教育委員会事務局で行います。
- ・臨時休業を実施する際には、その都度学校から保護者へ配信メール等により連絡します。